

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民からの電話による心の健康相談の機会を確保し、自殺対策の推進を図るため、特定非営利活動法人山梨いのちの電話（以下「いのちの電話」という。）が実施する電話相談員養成研修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱（令和元年5月29日付け厚生労働省発社援0529第6号厚生労働事務次官通知の別紙、以下「交付金交付要綱」という。）、地域自殺対策強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙、以下「強化事業実施要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 いのちの電話は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 いのちの電話は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容をいのちの電話に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) いのちの電話は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定

める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、補助事業変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) いのちの電話は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(3) いのちの電話は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。なお、承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、別紙様式1に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) いのちの電話は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告書)

第6条 いのちの電話は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 いのちの電話は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いのちの電話に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 いのちの電話は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第5条第1項(4)の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第10条 いのちの電話は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨いのちの電話 相談員養成研修 業	1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 役務費 5 使用料及び賃借料	当該経費の 10分の10 以内	1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交付 決定を受けた補助金の額の 増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額
- 2 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- 3 収支予算書（様式第 1 号の 3）

事業計画書

事業名	
事業概要	○目的 ○内容

収支予算書

1 収入

項目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

2 支出

項目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

様式第2号

第 年 月 日 号

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付
要綱第5条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を
添付すること。

様式第3号

第 年 月 日 号

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業計画を中止（変更）したいので、山梨いのちの電話相談員養成研修事業
費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

様式第5号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を報告します。

- 1 事業報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算（見込み）書（様式第5号の3）
- 3 その他参考資料

事業報告書

事業名	
事業概要	<ul style="list-style-type: none">○目的○内容○事業成果

様式第5号の3

収支決算（見込み）書

1 収入

項目	決算（見込み）額	決算（見込み）の内訳	備考
合計			

2 支出

項目	決算（見込み）額	決算（見込み）の内訳	備考
合計			

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決 定額①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求 額④	備 考

3 概算払請求の理由

4 口座振替先

- (1) 振替先銀行名
- (2) 店舗名
- (3) 預金種別
- (4) 口座名
- (5) 口座番号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏 名 殿

特定非営利活動法人
山梨いのちの電話
理事長 氏 名 印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度山梨
いのちの電話相談員養成研修事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
については、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の
規定による額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税
額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。